

高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費や燃料費等の物価の高騰により、高齢者福祉施設の運営に強い影響を受けている事業者に対し、その負担を軽減し、もって利用者が安心して高齢者福祉施設を利用できる環境を維持することを目的とし、予算の範囲内において高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところによる。

(支援金の対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年3月1日（以下「基準日」という。）時点において、高崎市内で別表に規定する高齢者福祉施設を運営していること。
- (2) 基準日から申請日までの間に、高齢者福祉施設を休止又は廃止していないこと、又は令和7年3月31日までの間にする予定がないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 代表者、役員その他の当該高齢者福祉施設の運営に実質的に関与している者が高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの種別ごとに高齢者福祉施設の数に乗じて得た額の合計額とする。

2 支援金の交付は、対象とする高齢者福祉施設ごとに1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、高崎市高齢者施設物価高騰対応臨時支援金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 市長は、支援金を交付することを決定したときは、速やかに、高崎市高齢者福祉施設物価高騰対応臨時支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 支援金は、物価高騰により影響を受けた高齢者福祉施設の運営費に充てること。
- (2) 支援金の目的に反するときは、支援金の一部又は全部の返還を命じること。
- (3) 市長又はその委託を受けた者若しくは監査委員の監査に応じること。

（交付の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めるとき。

（文書の保管）

第8条 支援金の交付を受けた事業者は、当該支援金に関する事業の収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行し、令和6年3月実施の事業から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	高齢者福祉施設の種別	支援金額
入所系 短期入所系	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護（空床型を除く） ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 	<p>（定員50名以上） 1施設当たり 20万円</p> <p>（定員50名未満） 1施設当たり 15万円</p>
通所系	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（※1） ・地域密着型通所介護（※1） ・通所リハビリテーション（※2） ・認知症対応型通所介護（共用型を除く） 	1施設当たり 10万円
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（※1） ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション（※2） ・訪問看護（※2） ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売（※3） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	1施設当たり 3万円

※1 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス・通所型サービスを含む。
また、共生型事業所の指定を受ける事業所を除く。

※2 医療みなし指定を受ける事業所を除く。

※3 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合は、1事業所とみなす。